

※携帯電話用ホームページは下のQRコードから。



次号の折り込みは3月1日(木)

〈舞鶴市ホームページ〉http://www.city.maizuru.kyoto.jp/

豪雪で市民生活に支障

観測史上最高の87センチを記録



日本海側を中心に大雪に見舞われた2月2日、舞鶴市では観測史上最高となる87センチ(舞鶴海洋気象台発表)の積雪を記録。市内では交通渋滞が発生したほか、公共交通機関のダイヤに乱れが発生するなど、市民生活に大きな影響を及ぼしました。市では、災害対策本部を設置し、市内の被害状況を把握するとともに、除雪などの対応にあたりました。2月4日からは、一人暮らしの高齢者世帯などへ市職員による除雪作業支援チームを派遣したほか、五条海岸と喜多野木場、平工業団地内に雪捨て場を12年ぶりに開設しました。また、1月24日には、雪のため立ち往生した車両などの影響で、約半日間にわたり国道27号が大渋滞するなど、多大な迷惑をお掛けしました。これを受けて、2月2日には、国、府、警察、市の職員が一堂に会し、情報共有を図りながら効果的な情報提供に努めました。2月8日には、連絡調整会議を開催し、積雪対策の強化の検討を行いました。

大雪の影響で市内の至る所で渋滞が発生(2月2日)



喜多野木場に開設した雪捨て場(上)、一人暮らしの高齢者宅の玄関から最寄りの公道への通路を確保する除雪作業支援チーム(右)(いずれも2月4日)

積雪による水道使用水量の認定

積雪により水道メーターの検針ができない場合、2月検針分の上下水道料金は、過去の使用状況をもとに推定した水道使用水量を認定し請求させていただきます。なお、2月検針分の料金の過不足分は、次回分で調整して請求させていただきます。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。
水道部業務課 (☎62・1632)

地域力再生プロジェクト交付金 雪害対策活動に助成

自治会などの地域団体が取り組む雪害対策活動に府と市が助成。対象は自治会やボランティア団体、NPO法人などが1月24日～3月31日に行う除雪作業や雪害廃棄物の撤去作業などに係る経費(スコップの購入費や除雪機の借り上げ料など)。交付額は府が対象経費の3分の2(上限額20万円)、市が3分の1(上限額10万円)。申請は、3月12日(月)までに所定の用紙(企画政策課、中丹広域振興局に備え付け)で。☎同課(☎66・1042)

り災証明書が必要な場合は連絡を

大雪により住宅や倉庫、車庫などに被害を受けた人で、任意加入の保険金の請求などに「り災証明書」が必要な場合は、税務課まで連絡を。☎同課(☎66・1027)

まいづるメール配信サービス 道路・公共交通機関の情報も配信中

「まいづるメール配信サービス」では、大雪に伴う道路の通行規制や公共交通機関の運行状況などの情報も配信しています。市ホームページやQRコード(右)から簡単に登録できます。配信内容は、防災情報、クマ出没情報、不審者情報、観光・イベント情報、その他緊急情報。登録料は無料(ただし通信料(パケット料金)は利用者負担)。皆さんぜひご利用ください。☎秘書課広報広聴係(☎66・1041)



▲QRコード

市・府民税の控除の要件と控除額

※控除額は市・府民税の所得控除額。

◆平成23年中に保険料・医療費などを支払った年金受給者など

Table with 2 columns: 支払った保険料・医療費, 控除額. Rows include health insurance, nursing insurance, life insurance, medical expenses, etc.

◆寡婦・寡夫・障害者

Table with 2 columns: 要件, 控除額. Rows include widows, orphans, and disabled persons with specific conditions.

《非課税になる場合も》

平成23年中の所得金額が125万円(65歳以上で公的年金収入のみ)の場合は年金収入金額245万円以下の寡婦・寡夫・障害者は、市・府民税が非課税になります。

税の申告 忘れずに

市・府民税、所得税は3月15日まで

市役所、西支所、舞鶴税務署で税の申告を受け付けています。受付期間内に忘れずに申告をお願いします。
市・府民税
◆受付期間 2月16日(木)～3月15日(木)の平日
◆時間 9時～16時
◆場所 市役所、西支所
※平成23年中に所得が無かった人も申告が必要です。
なお、所得税の確定申告をする人や勤務先で年末調整

が済んでいる人は、申告は不要です。☎税務課(☎66・1026)
所得税
◆受付期間 2月16日～3月15日の平日
◆時間 9時～17時
◆場所 舞鶴税務署
※年金や給与所得者の還付申告など簡易な所得税の申告は市役所でも受け付けます。青色申告、譲渡所得などの申告は舞鶴税務署へ。☎舞鶴税務署(☎75・0801)

《申告により控除が受けられます》平成23年中に保険料、医療費などを支払った年金受給者や寡婦・寡夫・障害者で左表の要件に該当する人は、申告により控除が受けられる場合があります。また、所得税法の改正により、年収が400万円以下の年金所得者などで、所得税の確定申告が不要となる場合でも、市・府民税の申告が必要となる場合がありますので税務課まで相談を。
詳しくは、同課(☎66・1026)へ。